

納期の特例に関する申請書の書き方および注意事項

(1) 申請書の書き方

①の欄には

申請者が個人である場合には、その住所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者の氏名をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事業所等で市・県民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者の氏名を記入してください。

②の欄には

本市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

③の欄には

連絡の際の電話番号を記入してください。

④の欄には

特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑤の欄には

申請の日前6箇月間の各月の給与支払いを受ける人の人数及び各月の支払い金額を記入してください。ただし常時の勤務者と臨時の勤務者は区分して記入してください。

⑥の欄には

該当する場合に限り必要事項を記入してください。

(2) 市・県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- ① この特例を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数（従業員の総数）が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- ② ①に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ③ この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得について特別徴収した市・県民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納期限
6月から11月分までの支給分	6月から11月分までの支給分	12月10日まで
12月から5月分までの支給分	12月から5月分までの支給分	6月10日まで

- ④ 最近において市税の納付若しくは納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても市税を滞納しますとこの特例の承認を取り消されることがあります。
- ⑤ 申請のあった月から納期の特例が適用になります。

特別徴収に係る市県民税の納期の特例の

承認申請書 取消届出書

(令和 年 月 日提出)

香南市長様	①申請者	氏名(名称)		②特別徴収義務者 指定番号	
		住所(所在地)		③電話番号	

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

◆承認を申請する場合

④ 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以降の納期に係る特別徴収税額(給与所得及び退職所得)					
⑤ 申請の日前6か月間の各月の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払い金額	年 月	常時勤務者	臨時勤務者	年 月	常時勤務者	臨時勤務者
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人
⑥ (1)最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてはその理由 (2)申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日						

◆取消しを届出する場合

特別徴収額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて届け出します。

納期の特例を取消す事由	1. 納期の特例の必要がなくなった 2. 従業員が10名以上になったため 3. その他()
-------------	--

- ・ 取消し月について：この届出書の提出日の属する月が取消し月になります。
- ・ 納期の特例の取消し後の納付について：取消し月以前の月分については、取消し月の翌日の10日が納期限となります。

※ 申請書の書き方については12ページをご覧ください。